

別表第4（第4条関係）

級別標準職務表

ア 一般職給料表

| 職務の級 | 職務の内容 |
|------|---|
| 1級 | 定型的な業務を行う者の職務 |
| 2級 | 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う者の職務 |
| 3級 | 1 主任の職務 2 前号のほか、会長が指定する職の職務 |
| 4級 | 1 主査の職務 2 統括主任の職務 3 前各号のほか、会長が指定する職の職務 |
| 5級 | 1 補佐の職務 2 副主幹の職務 3 施設長の職務 4 困難な業務を所掌する主査の職務 5 前各号のほか、会長が指定する職の職務 |
| 6級 | 1 困難な業務を所掌する補佐の職務 2 困難な業務を所掌する副主幹の職務 3 施設長の職務 4 前各号のほか、会長が指定する職の職務 |
| 7級 | 1 次長の職務 2 課長の職務 3 主幹の職務 4 困難な業務を所掌する施設長の職務 5 前各号のほか、会長が指定する職の職務 |
| 8級 | 1 事務局長の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う次長の職務 3 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う課長の職務 4 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う主幹の職務 5 前各号のほか、会長が指定する職の職務 |
| 9級 | 1 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う事務局長の職務 2 前号のほか、会長が指定する職の職務 |

イ 医療職給料表

| 職務の級 | 職務の内容 |
|------|--|
| 1級 | 准看護師の職務 |
| 2級 | 1 保健師の職務 2 看護師の職務 3 前各号のほか、会長が指定する准看護師の職務 |
| 3級 | 1 主任の職務 2 困難な業務を行う保健師の職務 3 困難な業務を行う看護師の職務 4 前各号のほか、会長が指定する准看護師の職務 |
| 4級 | 1 主査の職務 2 統括主任の職務 3 前各号のほか、会長が指定する職の職務 |

ウ 労務職給料表

| 職務の級 | 職務の内容 |
|------|-------------------------|
| 1級 | 現業員の職務 |
| 2級 | 定型的な作業に従事する現業員の職務 |
| 3級 | 困難な作業に従事する現業員の職務 |
| 4級 | 他の労務職員を指揮監督する任にある現業員の職務 |
| 5級 | 会長が指定する職の職務 |

別表第5（第11条関係）

管 理 職 手 当 表

| 給料表の適用区分 | 職 | 手当の額 |
|----------|---|----------|
| 一般職給料表 | 9級の職務にある者の職 | 104,200円 |
| | 8級の職務にある者の職（会長が別に定める職を除く。） | 94,000円 |
| | 8級の職務にある者の職のうち、会長が別に定める職 | 82,200円 |
| | 7級及び8級の職務にある者の職（8級の職務にあつては、会長が別に定める職に限る。） | 77,400円 |
| | 5級及び6級の職務にある者の職（5級の職務にあつては、会長が別に定める職に限る。） | 62,300円 |

別表第6（第16条関係）

特殊勤務手当表

| 手当の種類 | 勤務内容 | | 手当額 | 備考 |
|-----------------|--|--------------------|----------------|----|
| 特殊勤務手当 | (1) 車両の運転整備に従事した場合 | 大型バス | 日額 150円 | |
| | | マイクロバス | 日額 120円 | |
| | | 会長が別に定める車両 | 日額 100円 | |
| | (2) 12月29日から翌年1月3日までに勤務した場合 | | 1時間につき 800円 | |
| | (3) 24時間対応の事業に係る相談対応のため、業務時間外に事業用携帯電話を携行して自宅等で待機した場合 | ア 午後5時15分から午後12時まで | 1回につき 250円 | |
| | | イ 午前零時から午前8時30分まで | 1回につき 250円 | |
| ウ 午前零時から午後12時まで | | 1回につき 500円 | | |

別表第7（第21条の2関係）

管理職員特別勤務手当

ア 休日に勤務した場合の表

| 給料表の適用区分 | 職 | 支給額 |
|----------|----------------------------|---------|
| 一般職給料表 | 9級の職務にある者の職 | 10,000円 |
| | 8級の職務にある者の職（会長が別に定める職を除く。） | 10,000円 |
| | 8級の職務にある者のうち、会長が別に定める職 | 8,500円 |
| | 7級の職務にある者の職 | 8,500円 |
| | 5級及び6級の職務にある者の職 | 7,000円 |

イ 休日以外の日勤務した場合の表

| 給料表の適用区分 | 職 | 支給額 |
|----------|----------------------------|--------|
| 一般職給料表 | 9級の職務にある者の職 | 5,000円 |
| | 8級の職務にある者の職（会長が別に定める職を除く。） | 5,000円 |
| | 8級の職務にある者のうち、会長が別に定める職 | 4,300円 |
| | 7級の職務にある者の職 | 4,300円 |
| | 5級及び6級の職務にある者の職 | 3,500円 |